

「単なる試算」「職務権限はなかった」被告弁護側の主張

一方、被告人側の弁護士は、冒頭陳述で以下のように述べた。まずは三人に共通する主張だ。

・地震本部は二〇〇二年七月に福島県沖を含む日本海溝で大津波を引き起こす地震（津波地震）が発生する可能性があるという予測を公表した。この予測に基づいて計算すると、福島第一原発に高さ一五・七メートルの津波が想定されたが、これは試行的に行われた「試算」にすぎない。地震本部の予測は、津波地震が「どこでも発生する可能性がある」とする根拠を示しておらず、成熟性や信頼性について、専門家からも疑問が呈されていた。内閣府から「非常に問題が大きい」と疑問が出され、中央防災会議が二〇〇六年に公表した報告書でも、津波地震が海溝寄りのどこでも発生するとは想定されなかった。地震本部の長期評価は、これに基づいて対策に乗り出すほどの信頼性と成熟性を持つものではなかった。

・原子力工学において安全対策を考えるべき「新知見」とは、学会等において審査され、多数の専門家がその知見が妥当なものであるとの共通認識を持つ程度に至っているものを指す。そこで、津波地震について土木学会に検討を依頼し、専門家のコンセンサスを得た上

で必要に応じて津波対策工事を実施するとの判断は、事後的に見ても工学的に妥当と認められるものであった。

・仮に、長期評価による一五・七メートルの試算結果に対応した津波対策工事をしていても、本件事故の発生は防げなかった。政府が二〇〇二年に予測した津波は、M八・二前後とされていた。試算によれば、高さ一〇メートルの敷地に南側から遡上し、そこから順に北側へと流れていくと予測された。したがって、試算に応じて防潮堤を設置したならば、津波が遡上する敷地南側に防潮堤を設置するにとどまることが明らかだった。東北地方太平洋沖地震の津波は、M九以上の地震で引き起こされ、敷地南側だけでなく東側全面から津波が一気に遡上した。水量や浸水規模が大きく違うので、事故を防ぐことができなかった。

告訴団の保田行雄弁護士によると、訴状に関する罪状認否では、三人の被告はこんなふうに述べた。

勝俣氏「私は当時、予見することは不可能であったと考えている。したがって刑事責任はな

東電原発裁判
添田孝史 (岩波新書)

いということになる」

武黒氏「予見は不可能で自分は無罪」

武藤氏「役員として深くおわびを申し上げる。事故前にこのような津波を予見することは出来なかつた。刑事上の責任はない」

被告人の三人は全面的に否認し、専門的知見もないし、知識もないし、権限もなかつたと主張。それを基本にしつつ、三人の主張は、それぞれ少し特色が出ていたという。

冒頭陳述から、その特色部分を挙げていく。

勝俣氏 東電はマンモス企業で、本店だけでも実に二五の部ないし本部が置かれていた。会長は、最高経営層には含まれないものとされ、定款、取締役の決定、社内規定でも、会長には業務執行権限はなく、取締役としての分掌業務を与えられていない。一九六三年に東電に入社して以来、一度も原子力関係の部署に籍を置いたことはない。地震・津波に関する専門的知識もないし、原子力発電の技術的な事項に関する専門的知識もなかつた。原子力・立地本部が必要と判断する安全対策や予算を拒否したことはない。津波の評価については、専門的技術的知

見を持つ原子力・立地本部の所管部門において、適切な評価を行って安全対策を講じていると信頼していた。二〇〇九年二月の会議では、津波想定を担当部長だった吉田氏が「一四メートルを超える津波が来るといふ人もいて、そこから検討が必要だ」と発言したが、吉田氏もそのような人の意見を疑問視していた。

武黒氏 検察官側が冒頭陳述において述べるさまざまな会議、打合せの内容や、その他の事実について、その多くを認識していない。原子力・立地本部長であり、あるいは代表取締役であるからといって、各担当者や担当部署が行った行為や日々生じる事実をすべて知っているわけではない。二〇〇八年八月月上旬ごろに、武藤氏から本件原子力発電所の津波について報告を受けた記憶はない。仮に報告を受けたとしても、「福島で津波の試算をしたところ、高い数値が出た。専門家の意見を聞く必要があるので、土木学会に検討を依頼する。結論が出たら、それに基づいて対策を行う」程度の話にとどまるため、記憶に残らなかつたものと考えられる。二〇一〇年六月に副社長を退任し、フェローに就任した。フェローは、業務執行権限を有しておらず、技術面の補助をする立場にすぎない。